

基 勞 発 1101 第 31 号  
平 成 25 年 11 月 1 日

化成品工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長



「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」の施行及び「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」の適用に係る周知について

日頃から、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今般、平成25年7月3日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」が取りまとめられたことを受け、厚生労働省では、同報告書の内容に基づき、業務上疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則別表第1の2に例示する疾病を追加する改正等を行いました。

この改正等に伴い、このたび、改正内容等を周知するためのリーフレットを新たに作成いたしました。

つきましては、下記のとおりリーフレットを送付いたしますので、貴団体におかれましても、その趣旨を御理解いただき、貴管下の関係の皆様に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

「職業病リストを改訂しました」リーフレット

50部

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた

# 職業病リスト を改訂しました

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。

この制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」（以下「別表第1の2」）と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省ではこの度、「職業病リスト」を改正し、21疾病を新たに追加しました。  
(平成25年10月1日施行)



「職業病リスト」には、どのような役割があるのですか？

「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることにより、①被災された方の労災補償に関する請求を容易にする、②事業主の災害補償義務の履行を確保するという役割を持っています。



「職業病リスト」に示された疾病は、どのような基準で選ばれたのですか？

業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されています。「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行っています。



「職業病リスト」に示されていない疾病は、労災補償の対象にならないのですか？

「職業病リスト」である「別表第1の2」第11号は、「その他業務に起因することの明らかな疾病」と定めており、「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



## 「別表第1の2」に追加した疾病

「別表第1の2」に、新たに4疾病を追加しました。

### テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患

「別表第1の2」第4号3に、テレピン油を追加しました。  
テレピン油は、塗料などの溶剤や医薬品（誘導刺激剤）などで使用されています。

#### 「別表第1の2」第4号3

すず、鋳物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等に  
さらされる業務による皮膚疾患

### ベリリウムにさらされる業務による肺がん

「別表第1の2」第7号6として、新たに追加しました。  
ベリリウムは、航空機などの構造部材や電子機器部品などで使用されています。

#### 「別表第1の2」第7号6

ベリリウムにさらされる業務による肺がん

### 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

「別表第1の2」第7号11として、新たに追加しました。  
1,2-ジクロロプロパンは、印刷業務で使用される洗浄剤などで使用されています。

#### 「別表第1の2」第7号11

1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

### ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

「別表第1の2」第7号12として、新たに追加しました。  
ジクロロメタンは、印刷業務で使用される洗浄剤などで使用されています。

#### 「別表第1の2」第7号12

ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

新たに追加された疾病について、詳しくは下記の報告書をご覧ください。

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」（平成25年7月）
- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書」（平成25年3月）
- 「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書(平成25年3月)

これらの報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035viv.html>

厚生労働省 > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2013年7月 > 2013年7月3日（水）掲載 >  
「労働基準法施行規則第35条専門検討会」報告書を公表

## 「厚生労働大臣告示」に追加した化学物質による症状・障害

「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示（平成8年労働省告示第33号）では、化学物質による症状・障害を例示列挙していますが、新たに17物質による症状・障害を追加しました。

物質	症状・障害	物質の主な用途
1 アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、血圧降下又は気道障害	検出試薬、爆薬原料、有機合成原料
2 インジウム及びその化合物	肺障害	ハンダ、歯科用合金、テレビカメラ、光通信、太陽発電、電子部品等
3 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害	エポキシ樹脂、アルキド樹脂の反応希釈剤、木綿・羊毛などの改質剤等
4 過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害	漂白剤（紙、パルプ、天然繊維）、工業薬品、医薬品（酸化剤、殺菌剤）
5 グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	写真用ゼラチンの架橋剤、皮革のなめし剤、紙・プラスチックなどへの定着剤等
6 タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害	光ファイバー光学機器、殺鼠剤、光学レンズ、ノッキング防止剤
7 テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害	農薬（麦類、タバコ、りんご、芝生の病害の殺菌剤）
8 N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害	殺菌剤、石けんの殺菌剤
9 二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害、気道障害	皮革のタンニン溶解剤、加工食品の漂白・保存剤、香料、試薬、医薬品等
10 ニッケル及びその化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	皮膚障害	特殊鋼、鋳鍛鋼品、合金ロール、電熱線、電気通信機器、洋白、めっき
11 ヒドロキノン	皮膚障害	写真現像薬、ゴム薬品、染料中間物、有機合成（アブロール）還元剤、有機化合物の重合防止剤
12 1-プロモプロパン	末梢神経障害	医薬・農薬原料
13 2-プロモプロパン	生殖機能障害	医薬中間体、農薬中間体、感光剤中間体
14 ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣	高性能爆薬（主として防衛用、ごく少量が産業用）
15 ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害、気道障害	酸化漂白剤、樹脂重合剤、金属表面処理剤、食品添加物
16 ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害、気道障害	合成樹脂などの重合開始剤、酸化剤、漂白剤、写真薬、試薬の酸化剤（マンガン、クロムなど）、分析試薬
17 ロジウム及びその化合物	皮膚障害、気道障害	排ガス制御の触媒、めっき（ロジウムめっき）

## 職業病リストについて

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/syokugyoubyou/list.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syokugyoubyou/list.html)

## 都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-39	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

職業病リストの改正について、詳しくは  
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。